

平成31年4月1日

千葉県立安房高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止のための組織

本校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。組織の構成を次のとおりとする。

(1) 全構成員

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当教諭、保健厚生部主任、教育相談担当教諭、学年主任（年次主任）、養護教諭

(2) 日常的業務における協議

教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当教諭、保健厚生部主任、教育相談担当教諭、養護教諭

(3) いじめの疑いに係わる事案発生時の緊急会議等

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当教諭、保健厚生部主任、養護教諭、関係学年主任（年次主任）及び担任、関係学年の職員

必要に応じて、生徒会の代表、保護者の代表、警察、学校医の参画を依頼する。

(4) 重大事態の場合

(3)の成員に加え、教育委員会と連携してスクールカウンセラー及びスーパーバイザー等を要請する。

3 いじめに対する基本的な考え方

(1) 本校においては、「いじめは絶対に許さない」という共通理解のもとに教職員・生徒・保護者が協力して、いじめのない学校をつくるものとする。

(2) 学校は、「尊敬と信頼」による人間関係づくりを学び、経験するところであるので、「支配と服従」による人間関係を肯定する教育活動をしてはならない。

(3) いじめ問題が生じた場合には、いじめ防止対策推進法を遵守し、その対応については正確で丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明は行わない。

(4) 基本方針の要諦は、「未然防止」、「早期発見」、「発見時の適切な対処」の三つとする。

#### 4 いじめの未然防止について

##### (1) いじめの未然防止のための啓発活動について

道徳教育や人権教育、いのちを大切にすることを中心として、学校教育全体を通じていじめ防止のための啓発教育を実施する。また、LHR、学年集会（年次集会）保護者会等での講話や話、学校便り等で啓発していく。

(2) いじめ防止対策委員会は、いじめ防止に関する職員研修会を企画立案し、実行する。

(3) いじめ防止対策委員会の組織及び基本方針については、保護者・生徒に周知し、ホームページ上で公開するものとする。

(4) 教職員の体罰や差別的な発言、生徒を傷つける発言がいじめを助長することを自覚し、適切な人間関係を構築する。

(5) 学校全体で暴力や暴言を排除する機運を醸成する。

(6) 過度の競争意識、勝利至上主義などが生徒のストレスを高め、いじめを誘発するので、教職員はコーチング技術やカウンセリング技術を学び、対話を重視しながら、生徒の自発的な活動を支援する。特に、生徒会活動では、評議会や風紀委員会を中心としたいじめ防止活動を展開していく。

(7) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開がいじめを含めた問題行動の未然防止につながるため、授業改善に努める。

（生徒指導の機能とは、自己有用感や自己肯定感を高める指導、共感的な人間関係を育成する指導、自己決定をする場面を作る指導の三つをいいます。）

#### 5 いじめの早期発見について

(1) いじめはどの学校でも起こると捉え、いじめに関する調査を年三回実施する。

(6月、12月、2月)

(2) ホームルーム担任が行う個人面談や三者面談の中でいじめ被害に関する情報収集を行う。

(3) 教育相談のためのストレスチェックの中で生徒の心の健康について注意を払い、いじめ被害に関する情報収集を行う。

(4) 教育相談ポストを設置し、いじめについての悩みなどを生徒が発言しやすい環境を作る。

(5) ホームルーム担任が中心となって、全ての教職員が、学校生活全てにわたって生徒の人間関係を観察して、いじめの早期発見に取り組む。

(6) いじめを受けている子どもに表れる特徴を保護者に示し、異変に気付いた場合は速やかに相談するよう、保健便りや学年（年次）便り等を活用して保護者に周知する。

## 6 いじめ相談・通報について

### (1) いじめの相談・通報窓口

いじめ相談窓口は、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当教諭、当該生徒の担任・副担任及び学年主任（年次主任）があたる。このほか、部活動顧問や生徒にとって話しやすい先生も窓口となる。

### (2) 学校以外はいじめの相談・通報窓口として、次の機関を生徒・保護者に周知する。

- ◆ 千葉県教育庁教育振興部児童生徒課指導室 043 - 223 - 4054
- ◆ 千葉県子どもと親のサポートセンター 0120 - 415 - 446  
メール相談 [saposoudan@chiba-c.ed.jp](mailto:saposoudan@chiba-c.ed.jp)
- ◆ 24時間子ども SOS ダイヤル 0120 (0) 78310  
※原則として電話を掛けた時点で教育委員会の相談機関に接続
- ◆ 君津児童相談所 0439 - 55 - 3100
- ◆ 館山警察生活安全課 0470 - 23 - 0110

### (3) いじめについて相談することや通報することは正義に適う行為であることを全校集会、学年集会（年次集会）、ホームルーム等で指導するものとする。

## 7 いじめを認知した場合の対応

### (1) いじめ事案が発生した場合は、最初に認知した職員は、できるだけ速やかに担任・学年主任（年次主任）・生徒指導主事に報告する。

### (2) 担任・学年主任（年次主任）・生徒指導主事は、速やかに教頭・校長に報告し、いじめ防止対策委員会会議を招集する。

### (3) いじめ防止対策委員会会議では、次のことについて配慮しながら、ケースに合わせて話し合い、調査を行い、対処方法・指導方法を検討する。

(ア) いじめの被害者、加害者、周辺生徒への聴き取り調査については、周囲に声が漏れない環境で、できるだけ複数で行い、休憩時間や食事時間を確保し、威圧的な聴取方法をとらないよう配慮する。

(イ) いじめの被害者、加害者、周辺生徒への聴き取り調査の記録については、手書きの記録及び電子データ双方を5年間保存する。

(ウ) いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることがないよう、接触したり、携帯電話（スマートフォン含む）やメール、SNSなどで交流したりしないように配慮する。

(エ) いじめについての調査結果については、被害生徒や保護者へ情報を提供する。

(オ) いじめの加害生徒及びその保護者に対しては、複数の職員が直接会って事実を知らせる。

(カ) 調査の結果を踏まえ、警察への通報が必要な事案かどうかを検討する。

(キ) いじめの被害を受けた生徒の保護者に対しては、まず、いじめから被害生徒を守るために学校と保護者が協力することの重要性を伝え、学校側への責任追及は被害生徒が正常に通学できるようになってから傾聴し、改善していくことを伝える。

## 8 指導について

- (1) いじめ被害生徒のケアについてはスクールカウンセラーのアドバイスを参考にしながら、担任や教育相談担当教諭、養護教諭などチームで相談しながら対処し、安心して学校に通学できるよう支援する。
- (2) いじめ加害生徒については、被害生徒が恐怖を抱かないように適切な指導を行い、被害生徒を守ることを最優先とする。
- (3) いじめ加害者については、その経緯、内容などを勘案して適切な特別指導を行うこととする。また、このことについては特別指導委員会で内規等を検討し、保護者に周知する。
- (4) いじめ事案については、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」として面白がったりする存在や周辺の暗黙の了解を与えている「傍観者」についても特別指導を行うこととする。

## 9 重大事態への対処について

- (1) 重大事態とは、いじめにより生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いやいじめにより相当の機関（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくさせている疑いがあると認める場合をいう。
- (2) 重大事態が生じた場合は、教育委員会に報告し、調査の仕方などについて相談する。また、重大事態の「疑い」があった場合や生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、「いじめによる」ものかどうか確認できなくても教育委員会に報告・相談する。
- (3) 重大事態が発生した場合の電話による報告・連絡は、次のとおりとする。第一報後、文書により報告する。ただし、緊急時には臨機応変に対応する。  
発見者⇒担任⇒学年主任（年次主任）⇒生徒指導主事⇒教頭⇒校長  
校長⇒学校安全保健課（043-223-4090）⇒教育長⇒知事⇒児童生徒課  
（第二報以降）
- (4) 必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。
- (5) いじめ防止対策委員会を招集し、事案内容に応じて、増員して対処する。

## 10 公表、点検、評価等について

- (1) 学校いじめ防止基本方針はホームページで公表する。
- (2) 年度ごとにいじめに関する調査を実施し、必要に応じて分析を行い、本方針を改善する。
- (3) 学校評価のためのアンケートを実施する際に、いじめについての設問を設定し、自己評価(職員・生徒)・学校関係者評価(保護者)の際に評価対象とし、いじめ防止基本方針を毎年見直していく。